

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	労働雇用課	整理番号	5-4-1
許認可等の種類	雇用管理改善計画の認定			
根拠法令条例等・条項	中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律第4条第1項			
許認可等の概要	雇用管理改善計画の認定			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため) (改善計画の認定)</p> <p>第四条 事業協同組合等は労働環境の改善、福利厚生の充実、募集方法の改善その他の雇用管理の改善に関する事業(以下「改善事業」という。)であつて、その構成員たる中小企業者の労働力の確保を図るためのもの又は実践的な職業能力の開発及び向上を図ることが必要な青少年にとって良好な雇用の機会の創出に資するものについての計画を、中小企業者は改善事業であつて、職業に必要な高度の技能及びこれに関する知識を有する者の確保を図るためのもの、新たな事業の分野への進出若しくは事業の開始(以下「新分野進出等」という。)に伴つて実施することにより良好な雇用の機会の創出に資するもの又は実践的な職業能力の開発及び向上を図ることが必要な青少年にとって良好な雇用の機会の創出に資するものについての計画を作成し、これをその主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に提出して、その計画が適当である旨の認定を受けることができる。</p> <p>管理の改善の促進に関する法律の運用に当たつての留意事項及び改善計画に係る認定審査基準について</p> <p>2 改善計画の認定</p> <p>(1) 都道府県知事は、事業協同組合等又は中小企業者から「改善計画認定申請書」の提出を受けたときは、遅滞なく、当該改善計画が法令、3の改善計画の認定審査基準及び都道府県が行う中小企業振興に係る方針等に照らして適切であるか否かを審査し、適切であると判断されるものについて認定することが望ましいこと。</p> <p>また、当該認定に当たっては、必要に応じて都道府県労働局長に協議されたいこと。</p> <p>なお、当該改善計画に法第4条第2項第5号に掲げる事項が記載されている場合には、法第4条第4項の規定に基づき、法第4条第2項第5号に係る部分についてあらかじめ厚生労働大臣に協議し、その同意を得る必要があること。</p>			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	30日			
期間の制定根拠	—			